

社会福祉法人中部学院福祉会役員等報酬の支給基準

[平成 29 年 5 月 31 日 理事会議決]

[平成 29 年 6 月 19 日 施 行]

(目的)

第 1 条 この支給基準は、社会福祉法人中部学院福祉会（以下「法人」という。）定款第 8 条及び第 2 1 条の規定に基づき、この法人の評議員及び役員（以下「役員等」という。）の事業年度の報酬総額及び報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

(事業年度の報酬総額)

第 2 条 評議員に対して支給する各事業年度の報酬等の総額は定款第 8 条の定めるところによる。

2 役員に対して支給する各事業年度の報酬等の総額（定款第 2 1 条に規定する別に定める額）は、1,000,000 円とする。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員等が、法人の業務を行った場合は、次に掲げる額の報酬を支給する。ただし、評議員会又は理事会に出席した場合の報酬等は、支給しない。

日額 10,000 円

(報酬の支給方法)

第 4 条 前条に規定する報酬の支給方法は、一般職員の例による。

(重複支給等の禁止)

第 5 条 法人の常勤職員及び学校法人岐阜済美学院（以下「学院」という。）の常勤役員職員であって、法人の役員等であるものについては、第 3 条に規定する報酬は、支給しない。ただし、法人及び学院の勤務を要しない日において第 3 条に規定する業務を行った場合は、この限りでない。

(支給基準の改廃)

第 6 条 この支給基準は、中部学院福祉会評議員会で改廃する。

附 則

1 この支給基準は、平成 2 9 年 6 月 1 9 日から施行し、同年 4 月 1 日より適用する。

2 定款第 6 条に規定する評議員選任・解任委員会の委員の報酬の支給については、この支給基準を準用する。